

生駒市医療介護連携ネットワーク協議会開催要綱

(主旨)

第1条 市民が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、包括的かつ継続的な医療と介護サービスの提供体制の構築に関して協議するため、生駒市医療介護連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会が所掌する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 医療及び介護に係る地域の関係機関の連携強化に関すること。
- (2) 在宅医療介護の推進に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項。

(委員の委嘱)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は20名以内とし、別表に掲げる関係機関の者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選により決定し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときに又は会長が欠けたときには、その職務を代理するものとし、あらかじめ指名順位を決定しておくものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときには、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条の協議事項を分掌させる必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は当該委員が属する職域の者で当該委員が推薦する者をもって構成する。
- 3 部会員の任期は、委員の任期に同じとする。
- 4 前各項のほか、部会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会の会議及び部会に出席した者は、正当な理由がなく、会議の内容その他職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第9条 委員並びに協議会及び部会に出席した者の謝礼は、附属機関等の委員の報酬及び費用弁償並びに懇談会等の参加者の謝礼及び旅費に関する基準(平成25年1月1日施行)を準用するものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、地域医療課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に選任された委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成31年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月27日から施行する。

別表(第3条関係)

生駒市医師会

生駒地区医師会

生駒市内病院

生駒市歯科医師会

生駒地区薬剤師会

訪問看護ステーション

地域包括支援センター

居宅介護支援事業所

訪問介護事業所

通所介護事業所

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

小規模多機能型居宅介護施設

郡山保健所

生駒市

その他市長が必要と認める者